

法律科目試験 「公法系」 問題

I 次の事項について、それぞれ 400 字以内で説明しなさい。

- (1) 地方議会の内部紛争に対する司法審査
- (2) 法律の優先の原則

II 次の事例を読んで、後の設問に答えなさい。

女子受験生 A は、2018 年 2 月に実施された私立 B 大学医学部医学科入試を受験したところ、不合格だった。その後、得点開示により、1 次試験の筆記試験では合格者平均点を 10 点上回っていたが、2 次試験の面接を合わせた総合点で、合格者最低点よりも 10 点低かったことにより、不合格となったことが分かった。

1 年後、文部科学省が別の大学の医学部医学科の不正入試をきっかけとして、B 大学に対しても医学部医学科入試の調査を求めた。B 大学は、医学部医学科 1 年次学生の全寮制を維持するために、女子の合格者数が女子寮の収容人数内に収まるように得点調整をしていたことを報告書で明らかにし、A も得点調整の対象となり不合格となったことが判明した。なお 1 年次の全寮制は、B 大学の学是である「他者を敬う心と共生」を寮生として実践学習するものであり、戦前から実施されていた。

設問：必要に応じて対立する見解にも触れつつ、この事例に含まれる憲法上の問題を論じなさい。

Ⅲ 次の事案を読んで、後の設問(1)(2)に答えなさい。

A県B市に居住するCは、先天性の呼吸器系疾患を有する幼児である。Cが次年度から就学する小学校について、B市教育委員会は、Cの保護者であるDの意見及び有識者によって構成されるB市就学指導委員会の意見を聴取した上で(学校教育法施行令18条の2)、Cが人工呼吸器による呼吸管理等の医療ケアを必要としていることから、認定特別支援学校就学者に当たると認め(同令5条1項。この認定を以下「B市認定」という。)、Cを特別支援学校に就学させるべき旨をA県教育委員会に通知し(同令11条1項。この通知を以下「B市通知」という。)、これを受けたA県教育委員会は、特別支援学校の入学期日をDに通知した(同令14条1項。この通知を以下「A県通知」という。)

Dは、Cを地元の小学校の特別支援学級に就学させることを希望しているため、B市認定を不服として、B市通知及びA県通知の取消訴訟(行政事件訴訟法3条2項)を提起した。

設問：

- (1) B市通知及びA県通知は、それぞれ取消訴訟の対象となる行政処分当たるか、検討しなさい。
- (2) B市認定には裁量(裁判所との関係での裁量)が認められるか、検討しなさい。

【資料】

学校教育法(抄)

第17条① 保護者は、子の満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。

学校教育法施行令(抄)

(入学期日等の通知、学校の指定)

第5条① 市町村の教育委員会は、就学予定者……のうち、認定特別支援学校就学者(視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者……で、その障害が、第22条の3の表に規定する程度のもの(以下「視覚障害者等」という。))のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。)以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから2月前までに、小学校、中学校又は義務教育学校の入学期日を通知しなければならない。

(特別支援学校への就学についての通知)

第 11 条① 市町村の教育委員会は、……認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから 3 月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならない。

(特別支援学校の入学期日等の通知、学校の指定)

第 14 条① 都道府県の教育委員会は、第 11 条第 1 項……の通知を受けた児童生徒等……について、その保護者に対し、……翌学年の初めから 2 月前までに、……特別支援学校の入学期日を通知しなければならない。

第 18 条の 2 市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第 5 条……又は第 11 条第 1 項……の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。